

## 滋賀県障害者日中活動の場支援事業費補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 知事は、滋賀障害者日中活動の場支援事業実施要綱（令和4年(2022年)4月1日付け滋障福第1048号。以下「実施要綱」という。）に基づく事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるものとする。

### (交付対象)

第2条 補助金の交付対象者は、実施要綱第3条に規定する事業を実施する市町とする。

### (補助金の額)

第3条 この補助金の額は、別表の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、市町に対する補助金については、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第4条 この補助金の交付申請は、別記様式1により、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない間接補助事業者に係る部分については、この限りでない。
- 3 この補助金の交付決定後において、事業の変更等により追加交付申請等が必要になった場合には、別記様式2により別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

### (実績報告)

第5条 この補助金の実績報告は、事業完了後30日以内に別記様式3により知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第6条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(標準事務処理期間)

第7条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付決定は、第4条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第5条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(書類の提出)

第8条 規則およびこの要綱の規定により提出する書類は、知事が別に定める日までに県健康医療福祉部障害福祉課へ提出するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第9条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第4条2項の規定に基づく変更交付申請、第5条の規定に基づく実績報告または第6条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額報告書については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(間接補助金の交付に際して付すべき条件)

第10条 補助事業者は、間接補助事業者に間接補助金を交付するときは、各間接補助事業者に対し、本要綱に定める規定に準ずる条件を付さなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるほか、滋賀県障害者日中活動の場支援事業費補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

なお、この要綱の施行の際現にある改正前の滋賀県障害者日中活動の場支援事業費補助金交

付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

(別表)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率																											
就労継続支援 A型強化特別 支援加算	<p>次の要件を満たす通所による就労継続支援A型事業所</p> <p>(1) 就労継続支援A型サービス費（I）【職員配置7.5：1】を算定している事業所で、人員配置基準に加えて常勤換算で1.0人以上の生活支援員を加配している。</p> <p>(2) 上記（1）による加配の生活支援員については、当該就労継続支援A型事業所での勤務経験が3年以上であること。</p> <p>(3) 前年度の利用者実績において、①または②を満たす者（以下「重度障害者」という。）の利用実績が、事業所全体の利用実績の10/100を超えていること。</p> <p>① 身体障害者手帳1・2級、療育手帳重度（A）、精神障害者保健福祉手帳1級の手帳の交付を受けている者</p> <p>② ①以外の者で障害者手帳の交付を受けておらず、障害支援区分が3以上の者</p> <p>重度障害者1人日当たり</p> <table border="1" data-bbox="338 692 1377 962"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定員</th> <th colspan="3">重度障害者の利用割合</th> </tr> <tr> <th>10%を超える</th> <th>20%を超える</th> <th>30%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 20人以下</td> <td>3,700円</td> <td>3,000円</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>② 21人以上40人以下</td> <td>2,200円</td> <td>2,000円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>③ 41人以上60人以下</td> <td>1,600円</td> <td>1,500円</td> <td>1,450円</td> </tr> <tr> <td>④ 61人以上80人以下</td> <td>1,250円</td> <td>1,200円</td> <td>1,150円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 81人以上</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>重度障害者1人日当たりの単価×重度障害者のべ人日＝基準額</p>	定員	重度障害者の利用割合			10%を超える	20%を超える	30%を超える	① 20人以下	3,700円	3,000円	2,600円	② 21人以上40人以下	2,200円	2,000円	1,900円	③ 41人以上60人以下	1,600円	1,500円	1,450円	④ 61人以上80人以下	1,250円	1,200円	1,150円	⑤ 81人以上	1,000円	1,000円	1,000円	<p>事業所の運営に必要な次の経費に対する負担金補助及び交付金、扶助費等</p> <p>報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（光熱水費、燃料費および修繕料）、役務費（通信運搬費および手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等</p>	<p>1 / 2</p>
定員	重度障害者の利用割合																													
	10%を超える	20%を超える	30%を超える																											
① 20人以下	3,700円	3,000円	2,600円																											
② 21人以上40人以下	2,200円	2,000円	1,900円																											
③ 41人以上60人以下	1,600円	1,500円	1,450円																											
④ 61人以上80人以下	1,250円	1,200円	1,150円																											
⑤ 81人以上	1,000円	1,000円	1,000円																											

別記様式1（第4条第1項）

第 号  
年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

申請者 住所  
氏名 (市(町)長の氏名)  
発行責任者・担当者 氏名 (担当者の氏名)  
連絡先電話番号

年度滋賀県障害者日中活動の場支援事業費補助金交付申請書

標記事業の補助金を下記により交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 滋賀県障害者日中活動の場支援事業費補助金 所要額調書・事業計画書（別紙1-1）
- (2) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本

(宛先)

滋賀県知事

申請者	住所
	氏名 (市(町)長の氏名)
発行責任者・担当者	氏名 (担当者の氏名)
	連絡先電話番号

年度滋賀県障害者日中活動の場支援事業費補助金変更交付申請書

年( 年) 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、補助金額に変更を生じたので関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 変更交付申請額

- |             |   |   |          |
|-------------|---|---|----------|
| (1) 変更交付申請額 | 金 | 円 | ( 調書 G ) |
| (2) 既交付決定額  | 金 | 円 | ( 調書 H ) |
| (3) 差 引 額   | 金 | 円 | ( 調書 I ) |

2 変更理由

3 添付書類

- (1) 滋賀県障害者日中活動の場支援事業費補助金 所要額変更調書・事業変更計画書  
(別紙 変2)
- (2) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本

（宛先）

滋賀県知事

申請者	住所
	氏名（市(町)長の氏名)
発行責任者・担当者	氏名（担当者の氏名)
	連絡先電話番号

年度滋賀県障害者日中活動の場支援事業費補助金実績報告書

年（ 年） 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 事業実績額

(1) 実 績 額	金	円	( 調書 G )
(2) 交 付 決 定 額	金	円	( 調書 H )
(3) 差 引 額	金	円	( 調書 J )

2 添付書類

- (1) 滋賀県障害者日中活動の場支援事業費補助金 精算書・実績報告書（別紙 実3）
- (2) 事業に係る歳入歳出決算書（または見込書）抄本

別記様式4（第6条）

第 号  
年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申請者 住所  
氏名 (市(町)長の氏名)  
発行責任者・担当者 氏名 (担当者の氏名)  
連絡先電話番号

消費税等仕入れ控除税額報告書

年( 年) 月 日付け 第 号により交付決定があった滋賀県障害者日中活動の場支援事業  
について、滋賀県障害者日中活動の場支援事業費補助金交付要綱の第6条の規定に基づき、下記のと  
おり報告する。

記

- |   |                               |   |   |
|---|-------------------------------|---|---|
| 1 | 年( 年) 月 日付け 第 号による補助金の額の確定通知額 | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除税額         | 金 | 円 |
| 3 | 消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額     | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2)                 | 金 | 円 |

5 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割  
合を確認できる資料)を添付する。